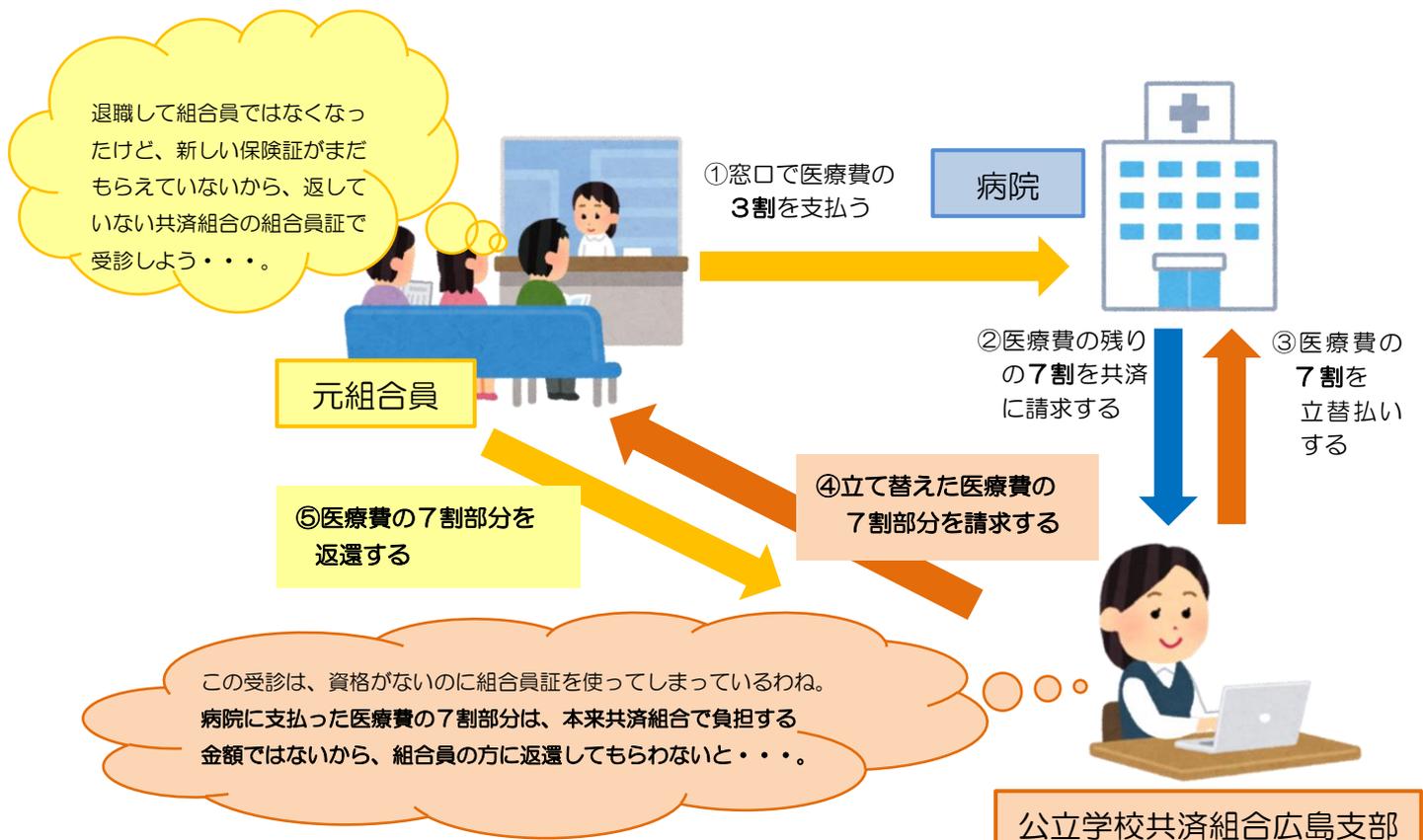


資格喪失後は、必ず組合員証等を返却してください

組合員資格、組合員の被扶養者資格を喪失後は、共済組合の組合員証・被扶養者証等は使用できません。資格喪失の手续と併せて、組合員証等は速やかに所属所を通じて共済組合に返却してください。

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費（7割・8割部分）等を組合員の方から返済していただくことになりますので、御注意ください。

資格がないのに共済組合の組合員証を使用して受診した場合



被扶養者等が、資格がなくなっているのに気付かず、共済組合の保険証を使用して受診した場合も、同様の流れになります。

共済組合が立て替えた医療費（7割・8割部分）等について、元組合員等は、当支部に返還後、資格喪失日以降に加入した医療保険者に請求することができますが、**資格喪失日が過去に遡るほど、共済組合から請求される金額が高額になってしまいます。**

(例) 被扶養者のパート収入が、令和5年1月の時点で年間130万円を超えていたが、組合員が被扶養者の毎月の収入を把握していなかったため、令和6年7月の検認で初めて発覚した。そのため、被扶養者資格を令和5年1月に遡って取り消した。

該当の被扶養者が令和5年4月に入院・手術をしていたため、共済組合からの返還請求が数百万円にも及んだ。

組合員自身が退職した後、速やかに所属所に組合員証等を返却することはもちろんですが、**被扶養者資格が過去に遡って取消をされないことがないよう、被扶養者の収入状況等、要件を備えているかを毎月確認してください。**